

第50号議案

豊川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

豊川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月4日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を次のように改める。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第7条第5項中「前項の」を「前項第2号に該当する」に改める。

第38条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、一定の家庭的保育事業者等について、連携施設の確保に係る基準を緩和するとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。